

Ⅲ【第119号議案】

指定管理者の指定の件（デザイン・クリエイティブセンター神戸）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

デザイン・クリエイティブセンター神戸

2 指定管理者

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

i o p 都市文化創造研究所・ピースリーマネジメント・神戸商工貿易センター
共同事業体

代表者 株式会社神戸商工貿易センター

代表取締役 野澤 太一郎

3 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

理 由

デザイン・クリエイティブセンター神戸の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

デザイン・クリエイティブセンター神戸の指定管理者の指定について

1. 施設の名称・所在地

名称：デザイン・クリエイティブセンター神戸
所在地：神戸市中央区小野浜町1番4号

2. 指定管理者候補者

iop都市文化創造研究所・ピースリーマネジメント・神戸商工貿易センター共同事業体
代表者：株式会社神戸商工貿易センター
代表取締役社長 野澤 太一郎
所在地：神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

3. 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4. 指定管理料

令和2年度予定額 123,510千円

※利用料金収入を見込んだ上での指定管理料の上限。

5. 選定までのスケジュール

応募要領配布	令和元年7月5日(金)	
提案図書受付期間	令和元年7月5日(金)	～ 7月31日(水)
選定委員会	令和元年8月9日(金)	

6. 選定理由

三宮やウォーターフロント再開発に伴う回遊性向上が期待できることから、さらなる一般利用者を誘引する事業実施や開放性を高め、創造的な人材育成・集積や交流・連携の拠点として、令和3年度以降、三宮図書館の仮移転を見据え、KIITO全体で効果的に機能が発揮されるよう、有効な活用等、施設のあり方・改修を検討するため、指定管理者制度運用指針3「指定管理者（候補者）の選定の手続き」における公募の例外事由⑥（施設のあり方の検討や大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）の場合）を適用する。候補者の事業計画は、「創造的な活動を通じて社会に貢献する人材の育成や集積および交流や連携を図る」という役割を果たすことを基本方針としているうえに、これまでも安定した管理運営を行っていることから、現在の指定管理者を指定管理候補者として選定した。

7. 指定管理候補者の主な提案内容

施設の設置目的を達成するためのソフト事業として

- ・未来のまちの創造力となる子供の豊かな感性を育むイベントをKOBEデザインの日記念イベントとして実施
- ・社会的な課題の解決を図るため、クリエイターをはじめ学生や行政職員などを対象としたゼミを開催し、課題解決に向けたプロジェクト化・事業化を目指すと共に、社会的課題を解決に導く人材の育成

その他の提案として

- ・クリエイティブラボ入居者と協働した企画事業の実施、入居者の紹介や活動展示を通じた支援
- ・デザイン、まちづくり、アートなど様々な分野の第一線で活躍する方々から先進的事例・活動を学ぶレクチャー、ワークショップの開催
- ・市内をはじめ国内外の類似施設との連携企画

8. 提案図書提出団体

- ・iop都市文化創造研究所・ピースリーマネジメント・神戸商工貿易センター共同事業体
⇒構成団体：株式会社iop都市文化創造研究所，ピースリーマネジメント有限会社，株式会社神戸商工貿易センター